

建築に関する確認・許可申請手数料等一覧表

令和5年7月20日現在

申請延床面積 (㎡)	建築確認申請手数料	変更確認申請	中間検査申請手数料	完了検査申請手数料	
				中間検査あり	中間検査なし
30㎡以内	5,600	計画の変更に係る部分床面積の1/2	9,900	9,900	11,000
30㎡超～100㎡	9,400		11,000	11,000	12,000
100㎡超～200㎡	14,000		15,000	15,000	16,000
200㎡超～500㎡	19,000		21,000	21,000	23,000
500㎡超～1,000㎡	35,000		34,000	36,000	37,000
1,000㎡超～2,000㎡	49,000		46,000	49,000	52,000
2,000㎡超～10,000㎡	146,000		104,000	115,000	124,000
10,000㎡超～50,000㎡	249,000		167,000	186,000	199,000
50,000㎡超～	474,000		341,000	383,000	396,000
			床面積の増加する部分の増床面積の1/1		

租税特別措置法・同施行令による認定申請手数料	
優良住宅新築認定申請手数料	
100㎡以内	6,200
100㎡超～500㎡以内	8,600
500㎡超～2,000㎡以内	13,000
2,000㎡超～10,000㎡以内	35,000
10,000㎡超～50,000㎡以内	43,000
50,000㎡超～	58,000

大規模修繕・大規模模様替・用途変更・建築物移転	床面積の1/2		床面積の1/2
-------------------------	---------	--	---------

エレベーター	9,600	5,400	12,000	13,000	13,000
小荷物専用	4,300	3,300	8,300	8,400	8,600
工作物	8,500	4,300	9,100	9,600	9,600

仮使用認定申請手数料	手数料
第7条の6第1項第1号,第2号	126,000

証明書等申請手数料	手数料
建築計画概要書等証明書	300
建築確認台帳記載事項証明書	300
加工土質柱状図複写代	10
建設リサイクル届出書複写代	10
住宅用家屋証明書申請手数料	1,300

※申請手数料の単位は円です

許可申請手数料

許可申請	手数料
第43条第2項第2号 敷地と道路との関係の建築許可	36,000円
第44条第1項第2号 公衆便所等の道路内における建築許可	36,000円
第44条第1項第4号 公共用歩廊等の道路内における建築許可	160,000円
第47条ただし書 壁面線外における建築許可	160,000円
第48条第1項～第14項ただし書 用途地域における建築等許可	180,000円
第48条第16項第1号 用途地域における増築、改築又は移転の特例許可	87,000円
第48条第16項第2号 用途地域における建築の特例許可	92,000円
第51条ただし書 特殊建築物等の敷地の位置の許可	160,000円
第52条第10項、第11項、第14項 容積率の特例許可	160,000円
第53条第4項、第5項 建ぺい率の特例許可	36,000円
第53条第6項第3号 建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	36,000円
第53条の2第1項第3号、第4号（第57条の5第3項） 敷地面積の制限の適用除外に係る許可	160,000円
第55条第3項各号 高さの許可	160,000円
第56条の2第1項ただし書 日影による高さの特例許可	160,000円
第57条の4第1項 特例容積率適用地区内の高さに関する制限の適用除外に係る許可	160,000円
第59条第1項第3号 高度利用地区内の容積・建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可	160,000円
第59条第4項 高度利用地区における各部分の高さの許可	160,000円
第59条の2第1項 敷地内に広い空地を有する容積率又は各部分の高さの特例許可	160,000円
第60条の3第1項第3号 特定用途誘導地区内の容積率又は建築面積制限の適用除外許可	160,000円
第60条の3第2項ただし書 特定用途誘導地区内の高さに関する制限の適用除外に係る許可	160,000円
第67条第3項第2号 特定防災街区整備地区内の敷地面積制限の適用除外に係る許可	160,000円

許可申請手数料

許可申請	手数料
第67条第5項第2号 特定防災街区整備地区内の壁面の位置制限の適用除外に係る許可	160,000円
第67条第9項第2号 特定防災街区整備地区内の間口率及び高さ制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号 景観地区内の高さ、壁面位置、敷地面積制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条の3第4項 再開発等促進区等内の高さ制限の適用除外に係る許可	160,000円
第68条の5の3第2項 高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の高さ制限の適用除外	160,000円
第68条の7第5項 予定道路に係る容積率の特例許可	160,000円
第85条第6項 仮設興行場等建築許可	108,000円
第85条第7項 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可	195,000円
第86条第3項 2棟で238,000円、3以上の場合2を超える1棟ごとに29,000円を加算 一団地の総合的設計と総合設計に関する特例の許可	
第86条第4項 1棟（既存以外）で238,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算 連担建築物設計と総合設計に関する特例の許可	
第86条の2第2項、第3項 1棟（一敷地内認定、許可建築物以外）で238,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算 一敷地内認定建築物、一敷地内許可建築物以外の特例許可	
第86条の5第1項 6,900円+棟数（現に存する数）×13,000円 一団地等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	
第87条の3第5項 建築物を用途変更して一時的に興行場等として使用する制限の緩和許可	108,000円
第87条の3第6項 建築物を用途変更して一時的に特別興行場等として使用する制限の緩和許可	195,000円
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第116条第1項 予定道路に係る敷地と道路との関係の特例許可	160,000円

認定申請手数料

認定申請	手数料
第43条第2項第1号 敷地と道路との関係の建築認定	31,000円

認定申請手数料

令和5年7月20日現在

認定申請	手数料
第44条第1項第3号 道路内における建築認定	28,000円
第55条第2項 高さの特例認定	28,000円
第57条第1項 高架の工作物内に設ける高さに関する制限の適用除外に係る認定	28,000円
第68条第5項 景観地区内の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	28,000円
第68条の3第1項、第2項、第3項 再開発等促進区等内の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	28,000円
第68条の4第1項 容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	28,000円
第68条の5の5第1項、第2項 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた整備を誘導する地区計画等の区域内の容積率又は高さ制限の適用除外認定	28,000円
第68条の5の6第1項 地区計画等の区域内の建ぺい率の特例認定	28,000円
第86条第1項 1棟又は2棟で82,000円、3以上の場合2を超える1棟ごとに29,000円を加算 一団地の総合的設計に関する特例の認定	
第86条第2項 1棟（既存以外）で82,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算 連担建築物設計に関する特例の認定	
第86条の2第1項 1棟（一敷地内認定建築物以外）で82,000円、2以上の場合1を超える1棟ごとに29,000円を加算 一敷地内認定建築物以外の特例認定	
第86条の5第1項 6,900円+棟数（現に存する数）×13,000円 一団地等による制限の緩和に係る特例の認定又は許可の取消し	
第86条の6第2項 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	28,000円
第86条の8第1項、第87条の2第1項 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定	28,000円
第86条の8第3項（第87条の2第2項） 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定	28,000円
施行令第137条の16第2号 建築物の移転認定	28,000円